

広島県告示第七百八十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によつて、平成十九年広島県告示第四百九十号で指定した農業振興地域の区域を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産局農水産振興部農業経営課及び広島県東広島地域事務所農林局農村振興課に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十年九月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	変 更 後 の 区 域
東広島農業振興地域	<p>東広島市西条町、八本松町、志和町及び高屋町のうち、別図で黄色に着色した部分（昭和五十七年広島県告示第三百七十号、昭和六十年広島県告示第五百四十二号、平成元年広島県告示第三百号、平成三年広島県告示第二百二十号、平成四年広島県告示第九百五十一号、平成九年広島県告示第九百七十九号、平成十一年広島県告示第千三百三号及び平成二十年広島県告示第七百九十三号で定められた都市計画の市街化区域）、別図で紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号五〇四から五一二まで、五一四から五一七まで、五一九から五二三まで、五四七から五四九まで、五五二、五五三、五五七、五五九、五六〇及び官行造林の区域）、別図で赤色に着色した部分（平成十五年広島県告示第千五百四十八号瀬戸内地域森林計画に定められた志和町の民有林の林班番号三、四、一九、二六及び二七の区域）、別図で緑色に着色した部分（平成四年広島県告示第千三十六号で定められた都市計画の都市公園区域のうち、平成九年広島県告示第九百七十九号で定められた都市計画の市街化調整区域の部分）に該当する土地の区域を除いた区域。</p> <p>東広島市黒瀬町のうち、別図で黄色に着色した部分（平成三年広島県告示第二百九十六号、平成五年広島県告示第八百七十二号、平成十二年広島県告示第八百七十八号及び平成十六年広島県告示第九百九十八号で定められた都市計画の市街化区域）、別図で紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号五二六、五二八、五五七、五五八、五六一及び五六三から五七一までの区域）、別図で赤色に着色した部分（平成十五年広島県告示第千五百四十八号瀬戸内地域森林計画に定められた民有林の林班番号一四、二〇、三九、四〇、四九及び五〇の区域）に該当する土地の区域を除いた区域。</p> <p>東広島市福富町のうち、別図で紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号五〇一から五〇三までの区域）、別図で赤色に着色した部分（平成十五年広島県告示第千五百四十八号瀬戸内地域森林計画に定められた民有林の林班番号一六から一九まで、二二、二三、二六から四三まで、四八から五一まで、五三、五五から五八まで、六四から六六まで、七一から七四まで、七八、七九、八二、八三及び九〇の区域）に該当する土地の区域を除いた区域。</p> <p>東広島市豊栄町のうち、別図で赤色に着色した部分（平成十五年広島県告示第千五百四十八号瀬戸内地域森林計画に定められた民有林の林班番号三から九まで、二一から二三まで、三七、三八、四四、四六から九五まで、五七から六一まで、六三、六五、六六、八五から八九まで、九〇から九五まで及び九七から一〇二までの区域）に該当する土地の区域</p>

を除いた区域。

東広島市河内町のうち、別図で黄色に着色した部分（平成二年河内町告示第十一号、平成三年河内町告示第五十号、平成六年河内町告示第六十五号及び平成十年河内町告示第一号で定められた都市計画の用途地域）、別図で紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号一〇三七、一〇三八、一〇四〇、一〇四一及び一〇五一の区域）、別図で赤色に着色した部分（平成十五年広島県告示第千五百四十八号瀬戸内地域森林計画に定められた民有林の林班番号一から六まで、一二から一五まで、三四から四〇まで、四二から四五まで、四七から五四まで、五六から五九まで、六四から六六まで、六九から七一まで、七六、八四、八九から九二まで、一〇一から一〇三まで及び一〇五から一〇七までの区域）に該当する土地の区域を除いた区域。

東広島市安芸津町のうち、別図で黄色に着色した部分（平成五年安芸津町告示第二十四号で定められた都市計画の用途地域）、別図で紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号五二四の区域）、別図で桃色に着色した部分（昭和二十五年厚生省告示第百四十五号で定められた瀬戸内海国立公園の第二種特別地域の区域）、別図で青色に着色した部分（昭和三十九年建設省告示第千八百二十五号及び昭和三十九年広島県告示第七百五十五号に定められた港湾法に基づく港湾区域及び昭和四十年広島県告示第六百七十二号、昭和四十六年広島県告示第九十四号、平成十年広島県告示第二十七号に定められた港湾法に基づく港湾隣接地域）に該当する土地の区域を除いた区域。